

# 初心運転者期間について

## ◎ 初心運転者期間制度の概要

中型免許（8 t 限定）、準中型免許（5 t 限定含む）、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、原付免許取得後 1 年間に、違反や事故により合計点数が一定の基準（原則 3 点）に達すると、初心運転者講習を受講しなければなりません。この講習を受講しなかった場合や、受講後、初心運転者期間内に再び違反や事故により基準点に達した場合は、再試験の対象となります。再試験を受けなかった場合や、受けても不合格になった場合は免許が取消となります。

## ◎ 準中型免許を取得される方へ

普通免許を取得してから 2 年経過後に準中型免許を取得された方については、準中型免許についての初心運転者期間が免除されます。

普通免許を取得してから 2 年以内に準中型免許を取得された方については、準中型免許及び普通免許を取得した日からそれぞれ 1 年間は初心運転者期間となります。

## ◎ 失効回復の手続きを行う方へ

失効日から 6 か月以上経過すると、初心運転者期間の該当となります。

ただし、外国の運転免許証をお持ちで、その免許証取得後、当該国において 1 年以上の運転経歴がある方については、その運転経歴が確認できる運転免許証と、当該国における具体的な滞在期間が確認できるもの（当該国の出入国スタンプが押されたパスポートや当該国の出入国を示す航空券の履歴等）を提示していただければ、初心運転者期間の該当を外すことができます場合があります。

その際には、外国の運転免許証の交付日、パスポート上の滞在日数を事前にご確認ください。

1 年以上の運転経歴と滞在期間が確認できない場合、旧運転免許証やドライビングレコード、入国管理局発行の出入国記録が必要となります。